

# 神奈川県テニス協会 専門委員会規程

- 第1条 この規定は、神奈川県テニス協会会則第28条に定める専門委員会（以下委員会という）の運営に関する規則を定めるものである。
- 第2条 委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代行する。
- 第3条 委員長は必要に応じて委員会の中に部会を置くことが出来る。
- 第4条 2つ以上の委員会・部会間にまたがる事項については、合同委員会を開催することが出来る。
- 第5条 会長・副会長・理事長は、各専門委員会に出席して、意見を述べる事が出来る。  
2 委員会を管掌する副理事長は、委員会がその機能を最大限に発揮することが出来るように委員長を支援する。
- 第6条 各委員会間の意志の疎通を諮るため定期的に委員長会議を開催するものとする。  
委員長は、欠席する場合代理を出席させることが出来る。  
2 委員長会議は理事長が召集する。
- 第7条 各委員会の分掌事項は別記のとおりとする。

平成12年2月15日 制定  
平成25年2月21日 改定  
平成28年3月31日 改定  
平成30年4月22日 改定  
令和2年5月31日 改定

# 専門委員会分掌事項

## (専門委員会名)

## (分掌事項)

### 総務委員会

1. 協会運営全般にかかわる事項
2. 協会の諸規程の制定、改廃、整備に伴う原案作成に関する事項
3. 協会の予算、決算、財務に関する事項
4. 協会事務局としての事項
5. 対外折衝（官公庁、上部団体、マスコミ等）に関する事項
6. 協会の広報に関する企画・運営に関する事項
7. 協会ホームページの維持・管理に関する事項
8. 指定する協会行事を所定の報道機関に通知する事項
9. 大会運営に関するIT整備事項
10. その他、いずれの委員会にも属さない事項

### 行事委員会

1. 大会の主催、共催、主管大会のスケジュール作成ならびに調整及び企画・運営に関する事項
2. 大会報告書の作成とその報告に関する事項
3. ベテラン委員会と協力して大会の運営協力に関する事項
4. その他、必要な事項

### ベテラン委員会

1. ベテラン大会の主催、共催大会のスケジュール作成ならびに調整及び企画・運営に関する事項
2. 上部団体及び行政関係団体が主催するベテラン大会の運営に関する事項
3. 大会報告書の作成とその報告に関する事項
4. 行事委員会と協力して大会の運営協力に関する事項
5. その他、必要な事項

### 審判委員会

1. 協会主催、共催、主管大会へ公認審判員の派遣と運営協力に関する事項
2. 公認審判員の育成及び研修の実施並びに資格認定に関する事項
3. その他、必要な事項

### 実業団委員会

1. 県内実業団に係わる行事の運営に関する事項
2. 実業団上部大会に関する事項
3. 日本リーグ、その他各地での実業団行事への運営協力に関する事項
4. その他、必要な事項

- ジュニア委員会**
1. 県協会主催・主管ジュニア大会のスケジュール作成ならびに調整及び企画・運営に関する事項
  2. ジュニア選手の競技力向上及び人格形成に関する事項
  3. 選抜大会、海外派遣選手の選考に関する事項
  4. 外部ジュニア大会、選抜大会、海外派遣等の運営協力に関する事項
  5. その他、必要な事項

- 普及指導委員会**
1. 生涯スポーツとしてのテニスの普及・指導に関する事項
  2. 公認指導員の育成及び研修の実施並びに資格認定、及び資格更新に関する事項
  3. **TENNIS PLAY&STAY** 普及推進に関する事項
  4. テニスの日共同イベントに関する事項
  5. 上部関係団体（関東テニス協会、スポーツ協会等）との情報交換及び実施に関する事項
  6. 各市協会主催講習会のポイント付与申請の審査と回答書送付
  7. その他、必要な事項

- 強化委員会**
1. 国体県代表選手の選定に関する事項
  2. 中長期及び当該年度の選手強化計画の立案ならびに実施に関する事項
  3. 有望選手の発掘ならびに強化選手の實力向上に関する事項
  4. 国体強化に係る県当局ならびに県体育協会との窓口業務に関する事項
  5. その他、必要な事項

平成12年2月15日制定

平成25年2月21日改定

平成28年3月31日改定

平成30年4月22日改定

令和2年5月31日改定